

沖縄県立首里高等学校 電話機器賃貸借契約書(案)

沖縄県立首里高等学校 校長 津野 良信（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）との間において、電話機器（以下「機器」という）賃貸借契約を次のとおり締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、乙が甲に電話設備を賃貸するに際し、常時正常な状態で使用し得るように保守を行い、甲がこれに対して賃借料金を支払うことを目的とする。

（賃貸借物件及び設置場所）

第2条 機器の台数及び設置場所、契約条件は別紙仕様書のとおりとする。

2 物件の搬入、据え付け、調整、移転及び搬出に要する費用は乙の負担とする。

（契約期間）

第3条 本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、契約期間は令和8年4月1日から令和15年3月31日までとする。

（契約金額）

第4条 本契約に基づく契約金額は下記のとおりとする。

総額	円	（内消費税額	円）
年額	円	（内消費税額	円）
月額	円	（内消費税額	円）

（「取引に係る消費税及び地方消費税」は消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

2 この契約締結後、消費税法の改正によって消費税額に変動が生じた時は、甲乙協議の上、これを増減又は改定することとする。

（支払の方法）

第5条 契約金額の支払いは前条の月額とする。ただし、契約の解除等により賃借期間が1ヶ月に満たない場合は、当該月の賃借料は日割計算によるものとする。

2 乙は毎月の業務完了後、翌月末日までに賃借料の支払請求書を甲に提出するものとし、甲は適正な請求書を受理したときは、その月の末日までに支払うものとする。

2 委託業務の実施期間が1ヶ月に満たない場合は、当該月の委託料は日割計算(1円未満の端数切捨て)によるものとする。

3 乙は、毎月の業務完了後の翌月に適法な委託料の支払請求書を甲に提出するものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、_____円とする。

(契約保証金は、沖縄県財務規則第101条第2項第 号により免除する。)

(物件の保守・点検)

第7条 乙は、契約期間中、物件について立入点検ができるものとし、甲はこれに協力するものとする。

2 乙は、立入点検の際には、必ず身分を証明する証票を携行し呈示しなければならない。

3 乙は、定期の保守点検は不用とする。ただし、機器に障害が発生した場合、甲の業務に支障を来さないよう早急に修理復旧を行うものとする。なお、甲の責によらない機能障害等が生じた場合（自然災害等も含む）は、乙の責任により修繕を行うものとする。

(所有権の表示)

第8条 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示をすることができる。

(賃借人の管理義務)

第9条 甲は、善良なる管理者の注意をもって、機器を管理するものとする。

2 乙は、甲が故意又は重大な過失により物件に損傷を与えたとき、甲に対してその賠償を請求することができる。

(禁止事項)

第10条 甲は、事前に書面による乙の承諾を得た場合のほか、次の行為をしてはならない。

(1) 物件に装置・部品・付属品を付着させ、又はこれを取り外し、若しくは取り替えること。

(2) 物件の性能、機能、品質等を変更する改造を加えること。

(3) その他契約によらない行為。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生ずる権利若しくは義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は本契約について、業務の全部又は一部を第三者に委託又は代行させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得て、業務の一部を委任する場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第13条 甲及び乙は、業務上知り得た情報は、個人情報保護の重要性を認識し正当な理由なく第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

2 乙は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別紙「個人情報取り扱い特記事項」を遵守しなければならない。

(保険)

第 14 条 乙は機器に関して、乙を被保険者とする動産総合保険契約を締結し、その費用を負担するものとする。

2 甲は、保険に関する事故が発生した場合、直ちに乙に通知するものとする。

3 甲は、事故により保険会社から乙に支払われた保険金の限度内において、乙に対する賠償金の支払義務を免れるものとする。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が正当な理由なく、本契約の全部又は一部を履行しないとき。

(2) 本契約の履行について、乙又はその作業員に不正又は不当な行為があったとき。

(3) 乙が本契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

(4) 契約締結後の事情により、契約を継続する必要がなくなったとき。

(5) 契約開始年度の翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があったとき。

2 甲は、前項第 4 号の定めにより本契約を解除しようとするときは、乙に対し、その旨を 2 ヶ月前に通知しなければならない。

3 甲は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの定めにより本契約を解除する場合は、違約金として第 4 条に定める契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を徴収する。ただし、履行済の分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。なお、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

第 15 条の 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はそのもの者、法人である場合は役員又は視点若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 16 条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請けが数次にわたるときは、全ての
下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人
等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、
排除対象者（前条各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、
直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を
解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負
人等との契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請
負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を
講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第 17 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が暴力団、暴力団員から不当介入を受
けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速や
かに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行う
ものとする。

（物件の返還）

第 18 条 甲は、契約期間の満了又は契約解除により本契約が終了したときは、直ちに物件を
乙に返還するものとする。

2 前項の場合、乙は甲の指定した期限内に物件を引き取るものとする。

3 物件の引き取りに要する費用については、乙の負担とする。

（協議事項）

第 19 条 甲及び乙は、相互に協力し、信義を守り誠実に本契約を履行するものとし、本契約
の履行について生じた疑義又は定めのない事項については、法令その他慣習に従うほか、
甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県那覇市首里真和志町 2-43
沖縄県立首里高等学校
校長 津野 良信

乙

別紙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による委託業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなくてはならない。

(秘密の事項)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定)

第4 乙は、甲の特定する作業場所において、個人情報を取り扱うものとする。特定した作業場所から当該個人情報を持ち出すことは厳禁とする。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による委託業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第6 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による委託業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報取扱業務については自ら行うものとし、第三者にその取

扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による委託業務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

また、甲の承諾を得て再委託した場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第11 乙は、この契約による委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、甲の求めがあった場合には、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知っていたときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第13 業務の処理に関し、個人情報の取扱により発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、乙が負担するものとする。

(注)1 「甲」は実施機関、「乙」は受託者をいう。

2 業務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項を削除するものとする。